

総務大臣
石田真敏殿

統計委員会委員長
西村清彦

**諮問第127号の答申
賃金構造基本統計調査の変更について**

本委員会は、諮問第127号による賃金構造基本統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成31年3月13日付け厚生労働省発政統0313第6号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「賃金構造基本統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、本申請については、2020年調査以降の抜本的な調査計画の見直しに向けて、喫緊に対応が必要な事項を過渡的に変更するものと位置づけられることも踏まえ、以下の「(2)理由等」で指摘した事項について、計画を修正する必要がある。

(2) 理由等

ア 調査対象の属性的範囲の変更

本申請では、調査対象産業について、従来から除外されていた日本標準産業分類（平成25年10月改定）の小分類「792 家事サービス業」、中分類「96 外国公務」等に加え、大分類「M 宿泊業、飲食サービス業」のうち、中分類「76 飲食店」から小分類「766 バー、キャバレー、ナイトクラブ」に属する事業所を除外する計画である。

この変更については、毎月勤労統計（厚生労働省所管の基幹統計）における不適切な事務処理が判明したことを契機に、平成31年1月に各府省が自ら実施した基幹統計の点検（以下「自主点検」という。）において、厚生労働省から、法に基づく承認を受けた調査計画と異なり、調査対象から除外して調査を実施していたと報告・公表された経緯からみて、その追認を求めるものとも捉えられかねない。

このため、今回の審議においては、除外による本調査結果への影響を確認する観点から、除外を開始した時点を改めて精査したものの、昭和29年以来継続的に、本調査結果報告書等に「バー、キャバレー、ナイトクラブ等で接客の仕事に従事する者を除く」と記載されていたことを除いて、いつから除外を開始したのかは確定せず、今後とも解明は困難と考えられる。

このような状況の中、従来の除外対象範囲は、母集団情報である事業所母集団データベースにおいて除外されていることに対応したもの等であるのに対し、本申請における除外対象産業への「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の追加については、営業時間が主に夜間であることから疑義照会や督促等が困難との理由によるものであるが、同様に実査上の対応が困難な産業は他にも存在すると考えられることや、除外による調査実施への影響も不明確なことから、本申請を直ちに適当とは認め難い。

このため、今回調査においては、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査対象産業に含めて実施した上で、その結果や利活用状況等を踏まえ、他の産業との整合性等も勘案しつつ、統計に関する有識者の知見も活用して十分検証・整理を行うことが今後の再発防止という観点からも必要である。

また、今回調査における結果提供に当たっては、時系列比較に留意が必要なことから、統計利用者に無用の混乱を生じないように、丁寧な情報提供を行うことが必要である。

イ 報告を求める者の変更

本申請では、報告を求める者について、後記エの「調査対象事業所を多数有する企業が希望する場合、企業の本社が傘下の調査対象事業所の調査票に回答の上、一括して厚生労働省に郵送提出する方法」（以下「一括調査方式」という。）の導入に伴い、「厚生労働大臣が指定する企業を代表する者」を追加する計画である。

これについては、回答方法の多様化を図ることにより、調査の効率化及び調査対象事業所の負担軽減に資するものであることから、適当である。

ウ 報告を求める事項の変更

（ア）外国人労働者の「在留資格」を把握する調査事項の追加【個人票】

本申請では、個人票において、図1のとおり、外国人労働者の「在留資格」を把握する調査事項を追加する計画である。

これについては、報告者の記入負担は増加するものの、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）等の政策ニーズの変化に対応して、外国人労働者の就労状況、賃金の実態の的確な把握に資するものであることから、適当である。

図 1

【変更案】
(個人票)

(21)
在 留 資 格 番 号
外国人労働者について記入してください。
(日本人及び特別永住者等は記入不要です。)

(イ)「労働者の番号又は氏名」を把握する調査事項の削除【個人票】

本申請では、個人票において、次図2のとおり、「労働者の番号又は氏名」を把握する調査事項を削除する計画である。

これについては、集計に用いる事項ではなく、削除により、報告者の忌避感や記入負担を軽減するものであること、また、削除に伴い、新たに「備考」欄に記入対象労働者を識別可能とする番号等を記載するよう求めることにより、事業所に疑義照会を行う際には対象となる労働者を特定することとしていることから、おおむね適当である。

ただし、「備考」欄の注記について、報告者に紛れが生じないように、図3のとおり、労働者の識別番号等に関する注記と、それ以外の注記を分けて記載するよう修正する必要があることを指摘する。

図 2

【変更案】
(個人票)

備	考
(事業所で記入対象労働者を識別できる番号等のほか、記入内容が特異な場合は、その理由を記入してください。)	

図 3

【統計委員会修正案】

(個人票)

備	考
(以下の事項を記入してください。 ・事業所で記入対象労働者を識別できる番号等 ・記入内容が特異な場合の、その理由)	

(ウ) 改元に伴う調査年次の表記の変更【事業所票及び個人票】

本申請では、事業所票及び個人票における調査年次の表記を新たな元号に変更する計画である。

これについては、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）に基づく皇位の継承に伴い、2019年5月1日から元号が改められることを踏まえて変更するものであり、適当である。

エ 報告を求めるために用いる方法の変更

本申請では、調査方法について、統計調査員が調査票を配布・回収する方法から、厚生労働省が全ての報告者に調査票を郵送し、都道府県労働局及び労働基準監督署経由により郵送提出する方法を原則としつつ、一部、統計調査員又は都道府県労働局等の職員による回収や、一括調査方式を導入する計画である。

この変更については、自主点検において、厚生労働省から、少なくとも平成18年頃には法に基づき承認を受けた調査計画とは異なり、ほとんどの地域において郵送調査により実施されていたと報告・公表された経緯からみて、その追認を求めるものとも捉えられかねない。

このため、今回の審議においては、調査方法の変更による本調査結果への影響を確認する観点から、変更を開始した時点や経緯等を改めて精査した結果、都道府県労働局において段階的に郵送調査を導入し、その範囲が拡大されたものと考えられるものの、いつから導入を開始したのかは判明せず、今後とも特定は困難と考えられる。

一方で、本調査の調査対象事業所は、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出されるため、選定された調査対象事業所は広範囲に点在する結果となり、その全てを調査員調査として実施するには多数の統計調査員が必要となるものの、統計調査員の確保難という統計調査全体を取巻く近年の状況を勘案すると、調査員調査による実施は実現困難と考えられる。なお、都道府県労働局による郵送調査の導入・拡大は、このような本調査を取巻く実態も一因と考えられる。

このような状況の中、本申請は、調査精度の確保・向上及び調査の効率的実施の観点から、郵送調査を基本としつつ、統計調査員及び都道府県労働局等の職員による効果的な督促・回収や、報告者の負担軽減にも配慮した一括調査方式を導入するものであり、さらに、次回2020年調査におけるオンライン調査の導入に向けた調査方法の整理・再編とも位置付けられるものである。

また、郵送調査を中心に複数の調査方法を採用する統計調査の実施に当たっては、調査結果の精度確保という観点から、それぞれの方法による回収状況を適時に把握し、報告者の脱漏や重複を排除するとともに、的確に督促等を行うことによることが重要となることから、本調査においては、回収状況や督促履歴を厚生労働本省と都道府県労働局とがオンタイムで管理・共有する方策を新たに導入することとしているなど、再発防止という観点からも、おおむね適当である。

ただし、今後のオンライン調査の導入も見据え、更なる報告者の利便性の向上及び負担軽減の観点から、一括調査方式においては、電子媒体による調査票提出も可能とするよう改善を図る必要があることを指摘する。

なお、今回調査の結果公表に当たっては、上記のとおり、調査方法に変更が生じていたことや、回収率の推移等、結果利用上参考となる情報提供の充実を図り、統計利用者の利便性向上を図る必要がある。

オ 集計事項の変更

本申請では、前記ウ（ア）のとおり、外国人労働者の「在留資格」を把握する調査事項の追加に伴い、外国人労働者について、一般労働者及び短時間労働者の別、在留資格区分別の実労働時間数や所定内給与額等に係る集計事項を追加する計画である。

これについては、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、統計利用者のニーズにも対応するものであることから、適当である。

2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）における課題への対応状況及び今後の課題

本調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、①統計利用者に対する本調査の特徴を含めた情報提供、②個人票における匿名データの提供検討、③調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討について指摘されている。

これらの指摘に対する厚生労働省の対応状況及びそれに対する評価は、以下のとおりである。

（1）統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供

本課題について、厚生労働省は、「厚生労働統計の整備に関する検討会」（座長：津谷典子 慶應義塾大学経済学部教授）の下に設置した「賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ」（主査：玄田有史 東京大学社会科学研究所教授）において、毎月勤労統計調査と本調査の個票データを用い、調査対象範囲の整合を図った上で集計結果を比較すべきと指摘されたことを踏まえ、今後、試算を行うこととしている。

これについては、以下の点に留意しつつ、引き続き検討を推進する必要がある。

- ① 毎月勤労統計調査と本調査とは、推計方法が異なることに留意しつつ、適切な比較・分析を行うほか、集計値を用いた比較に加え、同一事業所の個票を抽出して比較することについても検討すること。
- ② 賃金水準について、類似統計との比較可能性も含めて検討すること。

(2) 個人票における匿名データの提供検討

本課題について、厚生労働省は、個人票には都道府県、産業、企業規模等、報告者の特定につながりやすい情報が付与されていることから、総務省統計研究研修所の支援も受けつつ、世帯調査における匿名データ化の手法を準用する可能性を含め、匿名データ化の可能性、匿名データを作成する場合の基準等を、引き続き検討するとしている。

これについては、匿名データ化の検討に当たり、個人票の情報のみならず、当該事業所票の情報を付加することも含め、利用者にとってより利便性の高いデータ提供に向けた検討を推進する必要がある。

(3) 調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討

本課題のうち調査方法の変更について、厚生労働省は、上記1(2)エのとおり、2019年調査から郵送調査を基本としつつ、一括調査方式等を含めて整理・再編するとともに、2020年調査からの抜本的な見直しに向け、①オンライン調査の導入等の調査方法の見直し及び更なる公表の早期化、②調査対象職種の見直し及び学歴区分の細分化、③回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更についても、引き続き検討を推進するとしている。

このうち、調査票の回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更については、統計利用者の時系列比較等に係る利便性等に資する観点から、可能な限り、過去の調査結果についても遡って推計を行い、公表・提供するよう検討・実施する必要がある。

また、事業所内の全労働者を個人票の調査対象とすることについては、調査対象事業所の判断で導入の可否を決める方法による実施の可能性や、その場合の実査や集計に与える影響について検証を行い、2020年調査までに結論を得るよう引き続き検討を進めるとしているが、調査対象事業所の判断により事業所内の全労働者の調査を行う場合における調査結果の推計方法についても併せて検討する必要がある。

このほか、統計ニーズへのよりの確な対応を図る観点から、以下の点についても、検討を推進する必要がある。

ア 個人票における外国人労働者に係る調査事項について、外国人労働者の就労状況及び賃金の実態のよりの確な把握や国際比較の観点から、今回の調査結果や利活用ニーズも踏まえ、「国籍」等の把握も検討すること。

イ 事業所票及び個人票における既存の調査事項について、平成30年6月に厚生労働省が実施した試験調査における検証結果も踏まえ、個人票における短時間労働者の最終学歴や企業規模を特定せずに全事業所を対象とした役職の把握を含め、見直しの余地を検討すること。

ウ 外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項について、今回の調査結果を踏まえつつ、性別、地域別等の集計の充実を図る余地を検討すること。